

2025-4-12

(社)機関投資家協働対話フォーラム

令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案に対するパブリックコメント

金融庁「令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等」に対し、以下のパブリックコメントを提出しました。

* * *

当法人は、我が国において協働エンゲージメント(協働対話)を実施している団体として、今次の金融商品取引法等に係る政令・内閣府令の改正案を、協働エンゲージメントの促進に寄与するものとして評価しています。

1. 「共同保有者」に該当しない要件について具体的なガイドラインが示されたこと

- 投資家が株主総会での議決権行使について話し合っただけでは共同保有に該当しないとの見解は、従来より金融庁から示されていました。ただ、実際の現場では、議案に関連する事柄について投資家間で意見交換を行うことが、議決権の行使を「共同して合意した」ものと見做されるのではないかと不安がぬぐえず、株主総会前の話し合い・意見交換を控えるという傾向が見られました。
- 今回「株券等の大量保有報告に関するQ&A」問26で、「共同保有者に該当しない場合」の要件について、従前よりもさらに具体的に例示していただいたことを歓迎します。
- 同Q&A問23では、①金融商品取引業者、銀行等であること、②共同して重要提案行為等を行うことを目的としないこと、③個別の権利の行使ごとの合意であることのすべてを満たす場合には、共同保有者には該当しないとの見解が示されています。
- その上で、下記の点について確認させていただきたいと思います。

[質問]上記のうち③の要件は、機関投資家が協働して企業との対話を行う場において、当該企業が今後開催する株主総会の特定の議案について企業と話し合い、その議案について投資家としての賛否の意見を述べた場合でも、協働対話に参加した機関投資家は「共同保有者」に該当しないと考えられるとの理解でよろしいでしょうか。

2. 重要提案行為等の範囲を明確化されたこと

- 令第14条の8の2第1項などで列挙されている重要提案行為等に関しては、従来から、企業との対話において投資家の意見を述べる際の障害になっていることが指摘されてきました。特に協働対話の場においては、重要提案行為が共同保有者の要件ともなるため、投資家の率直な意見表明を妨げる要因となってきました。
- 今回「株券等の大量保有報告に関するQ&A」問36において、重要提案行為に該当する要件を具体的に例示していただいたことにより、企業と投資家の対話内容の充実が進むものと考えています。

・その上で、下記の3点について確認させていただきたいと思います。

[質問1.]要件(ii)の説明で、⑤について、コーポレートガバナンス・コードの原則をコンプライするために必要な独立社外取締役の増員を求める行為などは重要提案には該当しないと考えられることを示されています。

この場合、不祥事発生企業やオーナー系会社においてコーポレートガバナンス高度化のために、必要な範囲で独立社外取締役の増員を求める行為についても、具体的な候補者を提示しないかぎり、同様に重要提案には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。

また、東京証券取引所が上場企業に要請している事項(例えば女性役員の選任・増員など)を達成するように求める行為や、機関投資家が自社の議決権行使基準を満たすように求める行為も、同様に考えてよろしいでしょうか。

以上の理解が正しければ、ガイドラインでも、その点を明確にする記述を追加していただくことを要望します。

[質問2.]問36の要件(iii)の(注3)において、「各号列举事項のうち、上記(注2)記載事項以外のものは、相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が低い事項に該当すると考えられます。」とされています。配当に関する方針の重要な変更は、ここでいう各号列举事項(令14条の8の2第1項各号に列举されている事項)に該当しますが、注2に記載されていないので、配当に関する意見陳述は、(注3)でいう「相対的に発行者の事業活動に及ぼす影響の程度が低い事項」に該当するという理解でよろしいでしょうか。

[質問3.]問36の⑥、事業ポートフォリオの見直しは、投資家が最も関心の高いテーマの一つであり、対話の場でも話題になることが多いと思われまます。

事業ポートフォリオの見直しは、問36の要件(iii)の(注3)でいう、発行者の主要な事業の譲渡、休止又は廃止に該当することが多いと思われまます。そうであっても、特定の事業の継続について投資家としての懸念を表明すること、あるいは事業継続の具体的な基準やプロセスについて開示や説明を求めた上で、その基準から逸脱するような経営判断・施策について投資家としての懸念を表明することは、事業の譲渡・休止・廃止等の具体的な判断を経営陣の自律的な決定に委ねる前提であれば、重要提案行為に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。

以上

連絡先

一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム

理事長 木村祐基、事務局長 山崎直実、理事 大堀龍介、鎌田博光、小澤大二

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-2-14 新槇町ビル別館第一 東京アントレサロン

ウェブサイト <https://www.iiccf.jp> メールアドレス info@iiccf.jp